

(仮称)上三川町総合保健福祉センターには

指定管理者の導入を予定しています

〔(仮称)上三川町総合保健福祉センターの管理運営は指定管理者に〕

町では、平成20年4月以降に(仮称)上三川町総合保健福祉センターの開館を予定しております。この(仮称)上三川町総合保健福祉センターの管理運営について検討を行い、今後の考え方をまとめましたのでお知らせします。

平成15年9月の地方自治法の改正で、指定管理者制度が導入され、民間事業者による施設管理・事業運営が可能になり、平成18年9月までは、すべての公共施設について、町直営とするか指定管理者導入とするかの移行期間とされておりました。そこで、(仮称)上三川町総合保健福祉センターは、平成20年度新規開館となりますので、町において管理運営・事業運営を検討した結果、当初から可能な限り「指定管理者」を導入することの結論になりました。

指定管理者制度とは、町の指定を受けた「指定管理者」が、町の設置した施設の管理運営・事業運営を代行する仕組みです。施設の管理運営・事業運営に、民間事業者のノウハウを活用し経営に取り込むことにより、より良いサービスが提供されることが期待されています。上三川町では、障害児学童保育館を始め、幾つかの公共施設への



導入が進んでおり、全国でも多くの自治体で指定管理者の導入が進められ、行政運営の効率化とサービス向上を図っています。

現在工事中の(仮称)上三川町総合保健福祉センターは、施設完成後の開館に向けスムーズに管理運営・事業運営が出来るよう、指定管理者制度の導入準備を進めてまいりますので、町民の皆さんのご協力とご理解をお願いいたします。

▼問い合わせ先

中心拠点施設整備室 業務係

☎9104

(仮称)上三川町総合保健福祉センター進捗状況

現在、基礎及び地下部分の工事を進めており、建物全体の大きさが分かるようになりました。

これから、1階部分の躯体くたい工事が施工される状況です。

※上三川町公式ホームページで、進捗状況を掲載しています。

